

## 個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称		固定資産税・都市計画税システムファイル（基幹業務システム）	
行政機関等の名称		小田原市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		総務部資産税課	
個人情報ファイルの利用目的		地方税法第380条に基づき、固定資産の状況及び固定資産税・都市計画税の課税標準である固定資産の価格を明らかにするために電磁的記録にて備え付けた固定資産課税台帳を、固定資産税・都市計画税の賦課課税や証明発行に利用する。	
記録項目		1 氏名、2 住所、3 土地、家屋及び償却資産の評価額など固定資産税・都市計画税の賦課課税に係る内容	
記録範囲		地方税法第343条に基づく「固定資産の所有者」	
記録情報の収集方法		登記簿、所有者、使用者（所有者の存在が不明である場合）からの登録申請、地方税法第20条の11に基づく調査、同法第353条に基づく質問検査	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		含まない	
記録情報の経常的提供先		小田原県税事務所 不動産取得税課	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）	小田原市 総務部 総務課（行政情報センター）	
	（所在地）	〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪300番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		—	
個人情報ファイルの種別		<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
		政令第21条第7項に該当する ファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		非該当（提案の募集は当面実施しない）	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		—	
行政機関等匿名加工情報の概要		（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		含まない（条例要配慮個人情報の規定なし）	
備考		—	